

中部太平洋バナバ島における 燐鉍石採掘への抵抗と敗北

—— 近代世界への包摂と認識論的転換に関する試論 ——

風 間 計 博

中部太平洋バナバ島における 燐鉱石採掘への抵抗と敗北

—— 近代世界への包摂と認識論的転換に関する試論 ——

風 間 計 博

はじめに

本論では、20世紀初頭のバナバ（Banaba）島（旧オーシャン [Ocean] 島）における、先住のバナバ人と、植民地行政ならびに資源搾取に携わっていたヨーロッパ人との相互作用に主たる焦点を当てる¹。中部太平洋に位置する隆起サンゴ礁のバナバ島は、良質な燐鉱石の産地として知られ、20世紀初頭から約80年間にわたって採掘が行われていた。現在、バナバ島はキリバス共和国の領土となっている。一方、ヨーロッパ人との接触以前からバナバ島に住んでいた人々の子孫は、そのほとんどが、故郷を離れてフィジーのランビ島に居住している。

20世紀前半、太平洋燐鉱石会社（Pacific Phosphate Company）、後に英国燐鉱石委員会（British Phosphate Commissioners）による採掘が進むにつれ、土地所有者であるバナバ人は抵抗を強めた。採掘事業者およびその後ろ盾である植民地政府と、バナバ人との対立は激しさを増していき、結局、強制的な土地収用が執行されて、採掘範囲は拡大された。ところが、第二次世界大戦が勃発して、バナバ人の運命は大きな転換期を迎えた。

1942年に日本軍がバナバ島を占領し、やがてバナバ人たちは島から強制退去させられた。終戦後、バナバ人の一団は帰郷を希望したが、燐鉱石採掘の再開と拡大をもくろむ英国の策略によってフィジーのランビ島に移送され、人々はそのまま島に定着した。その後さらに、1970年にランビ島を含むフィジーが、1979年にバナバ島を含むキリバスが、それぞれ独立した。こうしてバナバ人は、国境線によって故郷の島から切り離されてしまった。

フィジーに住むバナバ人の一部は、今日においても、故郷の島の奪還を目指す運動を行っている。バナバ人は、自らのエスニシティの固有性を主張し²、バナバ島とランビ島を領土とした国家の独立を目標とする、ナショナリズムの言説を唱道している（風間2003）。

かつて、ヨーロッパ人との初期接触時のバナバ人は、文字をもたず、当然ながら、近代的な思考や論理形式を理解していなかった。それ故に、人々はヨーロッパ人に欺かれて土地を奪われ、苦汁を嘗めてきたのである。一方、フィジーに移住して以降のバナバ人は、西欧近代的な論理と

手段によって、自らの正当性を主張してきた。1970年代には、バナバ人たちは、ロンドンで英国政府と燐鉱石委員会を相手取って、法廷闘争を展開した。今日では、自らの主張について、外国人の活動家とともに、インターネットを通じた情報発信を行っている。こうした運動を展開する前提として、20世紀前半期の植民地状況下、人々が西欧近代的な論理を翻訳し、自らのものとして受容したと想定できる。そこでは、社会の再編にともなって、バナバ人自身の認識論的転換が不可避的に起こったと考えられる。

本論では、バナバ島におけるヨーロッパ人との初期接触とキリスト教化、植民地状況下における行政官や採掘者との相互作用のなかで、バナバ人の認識論的転換がいかにか起こったのかを考えてみたい。この不可視の難問を十全に解明することは困難である。しかし、初期接触から、燐鉱石の発見、採掘者との対立が昂揚した1930年代までを通して、バナバ人のもつ価値観の転換プロセスを大まかに追うことは可能であろう³。別言すれば、今日のバナバ人によるエスニシティの主張とナショナリズム形成に至る前段階について、バナバ人がいかなる植民地経験をしてきたのかを追跡し、近代世界に取り込まれたバナバ人がいかに対応したのかを推論的に示すことになる。

1. 近代世界によるバナバ島の包摂

1-1. バナバ島の「発見」とキリスト教化

隆起サンゴ礁のバナバ島は、中部太平洋の赤道直下（南緯0度3分，東経169度32分）に位置する絶海の孤島である。周囲10キロメートル，面積6平方キロメートル，高さ82メートルという小さな台地状の島である。最も近いナウル島まで西に250キロメートル，キリバスの首都タラワ（Tarawa）まで北東に380キロメートルの距離がある（Silverman 1962: 429）。島の住民は、ヨーロッパ人との接触が始まる19世紀まで、外部と接触する機会がめったになかった。しかし伝承によれば、頻繁ではないが、ベルー（Beru）島等キリバスの島々との間に、移住を含む往来があった（Maude and Maude 1994: 17-28）⁴。

ヨーロッパ人に初めて認知されたのは、1801年、ディアナ（*Diana*）号が、最初にバナバ島を「発見」したときである。ただし、オーシャン島という命名は、1804年に島を再び見つけた船名、オーシャン号に由来している。1840年代以降、バナバ島は捕鯨船の寄港地となった。そして、女性、ココナツや薪との交換によって、外来の物資が島に導入されるようになった（Macdonald 1982: 94）。

19世紀初頭から中葉までの期間は、新しいヨーロッパ人の技術や物資がバナバ島に初めて持ち込まれた時期であった。また、捕鯨船からの脱走者等、ヨーロッパ人のいわゆるビーチコーマー（beachcomber）が、バナバ島に住みついた。1845年には17人、3年後の報告では7人のヨーロ

パ人が、島で生活していたという記録がある (Silverman 1971: 85)。

1886年から1887年の報告によれば、1870年頃、キリバスからバナバ島へヤシ酒が持ち込まれた⁵。ヤシ酒は、ヨーロッパ人が製法を太平洋島嶼部にもたらし、全域に普及したものである。バナバ島では、酒に絡んだ喧嘩が起こるようになった。社会的混乱に困惑したバナバ人首長たちは、ヤシ酒を持ち込んだキリバス人に対して、用意したカヌーで去ってどこかに流れ着いて生き延びるか、そのまま残って殺されるか、どちらかを選択するように迫ったという (Silverman 1971: 86)。

19世紀後半のバナバ島において、社会的な大転換をもたらしたのは、大旱魃による人口減少とキリスト教の上陸であった。

1870年代、厳しい旱魃が起こり、島では多くの餓死者を出した。バナバ人は、飢餓から逃れるために、プランテーションの労働力として、ハワイやタヒチ、オーストラリアのクイーンズランドへ流出した。これは、太平洋島嶼部で行われた、いわゆるブラックバーディング (blackbirding) と呼ばれる、詐欺まがいの強制的な労働力の徴集によるものである。しかしバナバ人の場合、詐欺や強制というよりも、人々自身の意志による島からの脱出がかなりあったと考えられる。過剰な推定と言われるが、流出人数は、1,000人から1,500人という記述が見られる。

1875年の記録によれば、労働力の徴集を目的として訪れたヨーロッパ人交易者は、バナバ島の「王」による虐待を受けた。「王」は、旱魃で植物が育たないこと、多くの若者がすでに島を去っていったこと等を涙ながらに訴えたという。そして、年配者を漁撈のために雇ってもらえないかと願い出た (Silverman 1971: 85-87)。この時期、旱魃による死亡や島外脱出により、推定1,000人から2,000人いた人口が⁶、約450人にまで激減した。

その後1885年、ボストンのアメリカ海外布教委員会 (American Board of Commissioners for Foreign Missions) の宣教師ウォークアップ (A.C. Walkup) が、キリバスのタビテウエア (Tabiteuea) 島民の従者とともに、初めてバナバ島ウマ (Uma) 村に上陸した⁷。そのとき宣教師は、捕鯨船の乗り組み経験があり、ニューヨークおよびアメリカ南東に位置するナンタケット島に行った経験があるという、片言の英語を話すバナバ人年配男性に遭遇した (Silverman 1971: 88)。

1890年代になると、バナバ島民はアメリカから来た宣教師と頻繁に接触するようになった (Macdonald 1982: 94)。キリスト教上陸は、特定のヨーロッパ人組織との定期的な接触の始まりであった。1896年には、キリバス人宣教師の後継として、カロリン諸島のコシャエに住むキリスト教徒のバナバ人が任命された。バナバ人による自律的な教会活動の嚆矢である。

西欧の物資や技術に触れ、大旱魃やプランテーションへの脱出により人口が急激に減少し、社会的混乱状況のなかでキリスト教の布教を受けたため、さほど大きな抵抗もなく改宗する者が、島民たちの中に現れた。また、キリスト教会は学校を建設し、聖書を通じて文字を人々に教えた。聖書等の本は現金によって購入されるため、フカヒレやマット、ココナツが交易者に売却され、

人々は現金を得るようになった。

後にキリスト教会は、燐鉱石会社やその商店と連動して、バナバ人の間で現金の普及を促進させた (Silverman 1971: 101)。人々が即金払いできなくとも、教会は帳簿をつけて掛け売りを行った。そのためには当然、貨幣観念や、抽象的な数字と計算の知識の習得が不可欠であった。

一方、ウォークアップは、バナバ人信徒に対してタバコとダンスを禁止した。また、世紀の変わり目には、教会集会所が、政府集会所とともに建設された。官僚組織に類したキリスト教会組織が作られ、西欧近代的なモラルと価値観がもたらされた。信徒集団は、バナバ人による政治的な自律組織のモデルを提供した。

また、キリスト教会が社会の中心的位置を占めたことは、集落形態の変化をもたらした。散村形態から教会や学校を中心とした集村形態への移行が起こった。従来、村の中心的機能を担うものとして村集会所があったが、その下位集団は分散していた。当時の村は、強固に統合されたものではなく、緩やかなまとまりをもつに過ぎなかった。そこに、より組織的・統合的な社会の再編が起こった。さらに、教会での説教においては、将来、理想的な世界が実現すると説かれた (Silverman 1971: 89-93)。これは、未来を志向して行動するという、新たな時間観念や行動規範の導入をもたらした。

19世紀後半から20世紀初頭にかけて、バナバ人の認識世界は、現実のドラスティックな変化ともなって大きく転換を遂げた。まず、初期接触による新たな病気の持ち込みと記録的な大旱魃の影響とが相俟って、人口激減が引き起こされた。過度の人口減少は、従来なされてきた文化伝承を困難にし、それまでのバナバ人の生活様式や社会編成の再生産を壊滅に導くものであった。

同様の事例は、太平洋島嶼部の各地で広く見受けられる。在地の住民とその文化は、麻疹や性病等、未知の病気がもたらした人口減少によって、ヨーロッパ人から「滅びゆくもの」と見なされた (清水1996: 7-8)。こうした危機的状況に対する、在地社会による反応は多様であった。たとえば、メラネシア各地では、ヨーロッパ人をパロディ化した、いわゆるカーゴカルトと呼ばれる終末論的運動が頻発した。

バナバ島では、混乱状況が人々によるキリスト教の受容を容易にした。在地社会編成の脆弱化と同時に、キリスト教を介した西欧近代的な認識の素地が、徐々にバナバ人のコミュニティのなかに形成された。キリスト教は人々に文字をもたらし、教会によって設立された学校が、西欧近代的思考——人々が翻訳・理解した限りのものだが——の摂取を促した。キリスト教、学校、貨幣の導入が、西欧近代的な思考様式をバナバ人の生活世界にもたらす役割を果たした。

社会的な側面から見ると、こうした変化は、出自集団の諸機能を教会信徒集団に代替させることになった (Silverman 1971: 92)。社会の再編は、バナバ人相互の結びつきのあり方を変え、後に燐鉱石採掘への抵抗運動を展開する、組織的基盤を提供するものとなった。

1-2. 燐鉍石の発見から詐欺的契約まで

19世紀の太平洋島嶼部は、世界の他地域と同様に、帝国主義勢力による分割の波を被っていた。中部太平洋では1886年の英独協定によって、バナバ島とナウル島の間で線引きがなされた。バナバ島から西に250キロメートルほど離れたナウルはドイツ側、バナバ島は英国側に置かれた。1888年、ナウル島は、ドイツ保護領のマーシャル諸島の管轄下に組み入れられた。

一方、英国は、1892年に成立したギルバート・エリス諸島保護領（GEIP; Gilbert and Ellice Islands Protectorate）に、バナバ島を組み入れることはなかった。バナバ島は、GEIPから遠隔にある絶海の小さな孤島である。保護領として管理する費用を支払うだけの経済的・軍事的魅力を、バナバ島はもっていなかった（Langdon 1965/66: 42）。

しかし、バナバ島の保護領組み入れを強力に主張する利害関係者が現れた。かつて英国首相の私設秘書を務め、英国の西太平洋諸島植民地の高等弁務官として名を馳せたアーサー・ゴードン（Sir Arthur Gordon）こと、スタンモア卿（Lord Stanmore）である。1897年、燐鉍石採掘を中心に経営されてきた、アルンデル・グアノ会社（J.T. Arundel's Guano Company）が、コブラ等の開発・交易を行う太平洋諸島会社（Pacific Islands Company）となった。その会長（chairman）の座に就いたのがスタンモアだった。

スタンモアは、フィジー等の植民地行政に関わっていたとき、当時西欧で広く当然視されていた、「優等人種による劣等人種の搾取は正当性をもつ」という差別的見解に、強く反対していた。そして実際、フィジーにおいて自らの主張に沿ったりべラルな施策を執っていた（Langdon 1965/66: 43）。しかし、バナバ島との関わりにおいて、崇高な理念は容易に捨て去られることになる。

さて、バナバ島の歴史を大きく変えたのは、1900年3月3日、太平洋諸島会社シドニー支社での出来事である。当時31歳のニュージーランド人技師アルバート・エリス（Albert Ellis）は、シドニー支社のドア・ストップとして使われていた、風変わりな石に注目した（Williams 1971）。この石は、マーシャル諸島保護領のナウル島（Pleasant Island）において³、1896年にデンソン（Henry Denson）が拾い、1899年に持ち込まれたものである。当初、樹木の化石と考えられていたが、実は純度の高い燐鉍石（グアノ）だったことが判明した（McDaniel and Gowdy 2000: 39）。燐鉍石は、燐酸肥料の原料として、当時、農業の近代化を推し進める重要な役割を果たしていた。太平洋で採掘された燐鉍石から作られた肥料は、主にオーストラリアやニュージーランドの農場で使用され、食糧増産の一役を担った。

エリスは、太平洋諸島会社シドニー支社のマネージャーの息子であり、すでに太平洋で13年間働いた経験を有し、太平洋の島々に関する地理学的知識が豊富だった。そのため、ナウル島にほど近く、類似した地質学的特徴をもつバナバ島にも、同じ資源が埋蔵していると推定した。そして早速、自らの推定を確認するべく、バナバ島に向けて会社の所有船、アーチャー（Archer）号

で出航した。

船は、2か月後の5月3日に島に到着した。エリスは早速、ヨーロッパ人がこれまで足を踏み入れたことのない内陸部まで探索し、自らの知識に基づく予想通り、燐鉱石が豊富にあることを見出した (Langdon 1965/66: 43; Williams 1971)。

エリスは、島内陸部からタベワ (Tabwewa) 村の集落に戻り、バナバ島の「王と首長」との間で、島のすべての土地を年間50ポンドで999年間賃貸するという、突拍子もない契約を交わした。しかし実は、島全体の土地権を有し、処分権をもつ「王」など島には存在しなかった。また、エリスの契約相手である「王と首長」の識字能力は高くなかった。

歴史家のマクドナルドは、エリスの誤解を理解可能なものだという。口承によれば、15世紀にキリバス南部のベルー島から侵略者がバナバ島にきた。その後、勢力が強く特権を持つ侵略者の子孫は、タベワ村に居住するようになった⁹。19世紀に入り、ヨーロッパ船の来航が頻発するようになると、タベワ村の首長が外国人との交渉権を独占した。エリスと接触したのも、タベワ村の首長のテマシ (Temati) であった。

しかし、エリスは、土地が「王」のものではなく、個々人に帰属することに気付いていた節がある。また、「王」は全権をもたず、重大な決定をするときには、他の首長たちとの間で合議を開く必要があることを、エリスは知っていた (Macdonald 1982: 95-96)。にもかかわらず、合議の開催を待つことなく、エリスは即日契約を結んだのである。

キリスト教宣教師ウォークアップが伝聞で得た情報によれば、「最高首長」(エリスのいう「王」) は契約書に署名したが、その場にいた他の首長たちは拒否したという。つまり、採掘の始まる前、事の発端からバナバ人は、土地の譲渡に反対していた様子が窺える。また、バナバ人の言語には元来文字もなく、「王」や「首長」は非識字者であり、署名と言っても、契約書の名前の欄に×印が書かれただけであった。さらに、エリスの通訳者、ツバルのヌイ島出身のテモリ (Temori) は、英語で書かれた契約書の内容をほとんど理解していなかった。

契約相手が「王」ではない事実を、エリス自身も後に認めている。「蒸気船の人々はテマシを王と呼んだが、そうではなく、外務大臣 (Minister for Foreign Affairs) ということが後に判明した」、「それぞれの村には首長がおり、タベワ村に (村々を統括する) 超越的な権力者はいない」と記している (Macdonald 1982: 97-98)。

明白な記録や状況証拠から、常識的に考えれば無効としか考えられない詐欺的な契約を、エリスが意図的に結んだと解釈することは、十分に可能である。こうしたきわめて疑わしい状況であったが、最終的には、英国の植民省 (Colonial Office) は、この合意を受け入れることになった。

バナバ人のフィジーへの移住後、バナバ舞踏団による歴史を再現した歌劇において、この屈辱的経験の後世に伝えるために、無知につけ込んだエリスの詐欺的交渉の場面が、繰り返し演じられてきた (風間2003)。無知への内省が、西欧近代的な知識を吸収する必要性をバナバ人に強く

自覚させる契機となったと考えられる。

2. 保護領化と採掘の矛盾

2-1. ライセンス発給と保護領化

エリスによる燐鉱石の発見と並行して、ロンドンのスタンモアはバナバ島での排他的な燐鉱石採掘権のライセンスを取得するため、植民省に働きかけていた。植民省のチェンバレン (Joseph Chamberlain) は、スヴァの西太平洋高等弁務官オブライエン (George O'Brien) に一筆書き、もしオブライエンが認めるならば、ライセンスを発給するよう伝えた。その場合、バナバ島を公式に英国の保護領とするために、必要な手続きを取ることが望ましいと、チェンバレンは示唆していた。

オブライエンは、ギルバート・エリス保護領の駐在弁務官 (Resident Commissioner) キャンベル (Telfer Campbell) の報告によって自らの主張を補強しながら、バナバ島を費用のかかる保護領に組み込む合理的理由はないと返答した。バナバ島には適切な港もなく、付近に強い潮の流れがあって船の接岸は困難である。他国勢力の手に落ちる事態でも起こらない限り、保護領化する必要はない。とりたてて島の住民が英国による人道的保護を望んでいるわけでもなく、単に太平洋諸島会社を利するのみである。保護領化に否定的なオブライエンの返答は、1900年3月末に植民省に届いた。

その情報に接して、スタンモアも文書を送った。スタンモアによれば、バナバ島が保護領になるかどうかは真の問題ではない。重要なのは、英国の所有と宣言されることである。そうでないと、会社は排他的な権利をもって燐鉱石の採掘をすることができない。政治力のあるスタンモアからの手紙は、十分な効果があった。1900年10月2日、植民省から会社にライセンスが発給された (Langdon 1965/66: 43-46)。

太平洋諸島会社へのライセンス発給には、スタンモアによる国務大臣 (Secretary of State) に対する圧力がかかっていた (Macdonald 1982: 97)。本来、バナバ島が英国保護領内にある限りにおいて、ライセンスは発給され得た。ところが、保護領でもないのにライセンスが発給されるという、矛盾した状況が生じたのである。

バナバ島の保護領化の手続きは、明らかにとられていなかった。実際になされたのは、1900年5月5日、エリスがバナバ島に英国商船旗 (Red Ensign) を立てたことだけだった。スタンモアは、バナバ島が他国の手に落ちることを恐れており、1900年8月、私的に知人を頼って、バナバ島に英国旗を立てるよう海軍省に依頼していた。しかし、多少の政治力をもつとはいえ、一民間人の突拍子もない要望は、海軍によって皮肉交じりに一蹴されてしまった (Langdon 1965/66: 46)。

さて、ライセンスの文言には、許可を受ける者は燐鉱石の権利を住民から取得すること、排他的権利は1901年1月1日から21年間、年50ポンドの賃貸料によって保障されるとあった。ライセンス文書は、スヴァのオブライエンに送付された。それを受けて、彼は1900年11月28日、バナバ島を保護領に組み込む宣言文を作成した。

しかし、文案には重大な過誤の表現が使われていた。そこには保護 (protection) ではなく併合 (annexation) の文言が用いられていたのである。植民省も外務省も、バナバ島が保護領なのか、併合された植民地なのか、国内外から嫌疑を投げかけられうる深刻な誤りと理解した (Langdon 1965/66: 46)。オブライエンは、本国から宣言文の修正を命じられた。しかし、彼は、植民省のライセンス文書を引用して反論した。文書には、併合を意味する「英国女王に帰属する島 (the island belonging to her Majesty)」と表記されており、「ライセンスの発給は併合と同等」という記載がなされていた。

この問題は精査され、ある官吏は「この特殊な事例において、併合と保護領化を区別することは、真に重要な事柄とは考えられない」という結論を出した。もし併合されていない保護領であるならば、英国政府は、燐鉱石採掘の排他的権利を会社に与えることはできない。しかし、それはすでに発給されていた。植民省も外務省も、この矛盾には複雑な問題が絡んでおり、容易には解決できないという同意に至った。結局、オブライエンに対して、保護領化の宣言文に「併合」という、嫌疑を招く表現を使用しないように、警告しただけで済ませた (Langdon 1965/66: 46-47)。

1901年9月28日、派遣された戦艦 (*HMS Pylades*) のタッパー船長 (R.G.O Tupper) が、バナバ島に英国旗を立てた。この宣言によって、バナバ島は、ライセンス発給の後に英国のギルバート・エリス諸島保護領に組み込まれ、タラワの駐在弁務官による法的権限が島に及ぶことになった (Macdonald 1982: 97-98)。しかし、法的には整合性のある十全な解決がなされず、曖昧な状態のまま、燐鉱石採掘の問題は放置された。資源開発を推進するには、単なる保護領ではなく、植民地でなければ辻褄が合わなかった。

一方、太平洋諸島会社は、スタンモアの交渉により、ナウル島を含むドイツのマーシャル諸島保護領における99年間の鉱物採掘権を、ヤルート協会 (Jaluit Gesellschaft) から取得した。また、埋蔵量を勘案すると、バナバ島の燐鉱石採掘は21年間で終わらないのは明白だった。そのためスタンモアは、ナウル島採掘の99年間に合わせるように植民省に要請して、バナバ島における99年間のライセンス延長に成功した (1901年3月21日)。さらに、1902年、太平洋諸島会社によるバナバ島の採掘権は、コプラ開発等の権利を手放して、新たに太平洋燐鉱石会社 (Pacific Phosphate Company) に買い取られた (Langdon 1965/66: 47)。

バナバ島の保護領化は、バナバ人と会社との直接交渉を終わらせることになった。当初、会社は人々に岩 (燐鉱石の塊) を集めて持ってこさせていた。人々を動員するために、村間のライバ

ル関係を利用して競わせていた。しかし、保護領化により、会社とバナバ人の間に政府が入った。政府の立場は、基本的に会社の事業展開を補佐するものであり、バナバ人の権利保護は二の次に置かれた。バナバ人への相談や説明無くして、重大な決定が行われることもしばしばあった (Silverman 1971: 98-100)。

2-2. 保護領法の無視

先住民の土地の非先住民による購入は、保護領の法律において禁止されていたが、会社はバナバ島において不法行為を続けていた。1901年12月20日、植民省は会社に対し、不法な土地売買をリースに切り替えるよう示唆した。会社は、切り替えは困難であり、それは操業を妨害するものであると難色を示した。

1903年9月1日、高等弁務官は、保護領における新たな規制 (Kings Regulation, No. 3 of 1903) を施行した。規制において、非先住民による土地購入は不法であり、リースについても駐在弁務官への届け出を必要とした。スタンモアは、即座に反対意見を表明した。スタンモアによれば、規制は、ギルバート・エリス保護領全体としては明らかに好ましいものである。しかしバナバ島は例外であり、燐鉱石会社の操業について考慮されていないとして、免除事項の追加を要求した。

スタンモアは、保護領全体の財政を支えるために、バナバ島が保護領に組み込まれているにせよ、島は実際には保護領などではなく、英国の領土であると主張した。したがって、不遜にも、高等弁務官がいかなる権威の下で規制に効力を与えるのか、興味深く、その理由を知りたいものだと述べたという (Langdon 1965/66: 48)。

スタンモアは、保護領の財政的基盤として、バナバ島の燐鉱石採掘事業が重要であることを強調した。しかし、保護領でしかない以上、土地購入に基づく燐鉱石採掘は、法的には認められないものだった。この矛盾した現状を全面に出して、バナバ島は形式的には保護領の体裁をとっているが、実際には英国領だという強引な解釈を開陳したのである。

スタンモアの文書は、植民省に混乱をもたらした。スタンモアの要求する免除について、キャンベルは意見を求められた。そして、法務官は、バナバ島が実際のところ領土であるのかを問われた。キャンベルはスタンモアの望む規則の変更に対抗し、バナバ島のトラブルは、会社の操業による土地問題に起因するものだと述べた。植民省の官吏もキャンベルに同意した。しかし、高等弁務官は、英国政府の示唆を秘密裡に受けて、会社に有利な修正を行った。キャンベルは抵抗したが、受け入れられなかった (Langdon 1965/66: 49-50)。

2か月後、法務官は見解を示した。バナバ島は、英国王の領土の一部であり、1887年英国居住法の下にある居住地である。この居住地は、太平洋諸島会社による占拠と、英国旗掲揚によって、英国王の領土の一部となった。それには、英国によるライセンス発給が伴っている。法的効力の

下 (the Pacific Order in Council of 1893), 高等弁務官は王による制御のために、バナバ島の統治権を掌握した。

この法解釈によれば、まず、英国王に権威を認められていない者であっても、ある場所に英国旗を立てたならば、自動的にその場所は英国領土となりうる。また英国の主権は、ライセンスの賦与によって主張できる。こうして、植民省によって、英国によるバナバ島の掌握が法的に強化された。しかし、結局のところ、燐鉱石会社が自由裁量権を得ただけだった (Langdon 1965/66: 49-50)。いわば、スタンモアの無理な要求に屈し、会社の便宜を図るために、現状の法的矛盾を曲解して正当化したものといえる。

このように、燐鉱石採掘者はバナバ島の住民を騙して無理な契約を行い、不法状態で採掘を行っていたことがわかる。バナバ人の権利など、完全に無視されており、当時の植民地における現地住民に対する支配者の姿勢が、明白に反映されている。こうした状況を、元高等弁務官であるスタンモアが推進していた。彼は、政治力を行使して英国官吏に圧力をかけ、バナバ島を英国の保護領に組み入れさせ、さらに保護領の土地取得に関わる法律違反を黙認させていた。

ただし、燐鉱石採掘の初期段階において、バナバ人は会社に対し、激しい組織的反発の態度を示していなかった。地表に転がっている燐鉱石の岩を拾い集め、会社に引き渡して現金化するなど、人々は協力的でさえあった。本格的な採掘がいかにか破壊的であるのか、予想できなかったのである。疑念を抱くことなく、岩と引き換えにヨーロッパの物資や貨幣を獲得することに熱心だったようである。

3. 燐鉱石採掘拡大と駐在弁務官の対応

3-1. 親バナバ人の駐在弁務官

採掘の本格化に伴い、1,000人規模のキリバス人労働者がバナバ島に導入された¹⁰。燐鉱石会社は、1908年までに年間20万トンの燐鉱石をバナバ島から輸出するようになった。一方、会社に雇用されたバナバ人は、キリバス人等の末端労働者よりも上位の職に就くようになった。この時期、バナバ島における会社の操業問題が英国で耳目を集め、議会下院で質疑が行われるようになった。労働者の不当な扱いやバナバ人への搾取、保護領法で禁止された土地売買等、会社の不正が問題とされた。また会社は、機械による採掘の後、土地が居住不可能となることに気付いたバナバ人による抵抗に直面するようになっていた。

当初のエリスによる契約において、採掘は、人々の生業活動を妨げないように、果樹のない土地に限定されるはずだった。しかし、実際には、徐々に住民の生活領域は侵蝕されていった。会社は、契約にある植生の語を「植物の密集している場所」と都合の良い解釈を行っていた。政府側は、高等弁務官や駐在弁務官キャンベルとの協議により、会社には果樹伐採の権利はないこと

を確認した。また、果樹の育つ場所を直接掘らずとも、採掘地周辺の土地への影響も考慮すべきとされた。

会社は、採掘の後に土地が不毛となることを認めていた。しかし、長期的な財政的利益を考えると、この時点でバナバ人の福利について判断するのは、時期尚早であると主張した。対して、植民省は、会社の見解を否定した (Macdonald 1982: 99-100)。

この頃まで、政府の基本的な姿勢は、会社の操業を認めながら、バナバ人の保護を多少なりとも考慮していたことが窺われる。しかし実際には、会社を抑え込む実効性のある施策を執らなかつた。ロンドンはもとより、フィジーのスヴァヤ、保護領本部のあるキリバスのタラワからもバナバ島は遠く、操業の直接監視はできなかつた。バナバ島には政府の目が届かず、いわば会社のやりたい放題の状態だったのである。

こうした背景の下、1908年、保護領の本部は、タラワ環礁からバナバ島に移された。本部の建設には、会社が関与していた (Williams 1971)¹¹。ただし実際には、本部移転の以前から、会社への監視を強める動きがなされていた。1903年、キャンベルが役人をバナバ島に駐在させるよう動いたが、「過度の会社への介入」を嫌うスタンモアによって、その案は抑え込まれていた。

英国政府と会社との狭間であって、危機に瀕したバナバ人を保護しようと動いたのが、駐在弁務官として1909年9月、バナバ島に赴任したディクソン (J. Quayle Dickson) であった。彼は、1エーカー当たり20ポンド、さらに樹木に対する補償金を会社に求めた。また、バナバ人が将来的に再定住する島を得るために、採掘量に見合った積立基金の設立を呼びかけた (Macdonald 1982: 100)。

ディクソンは、会社が莫大な利益を得る一方、バナバ人への支払いが不当に寡少であることを知っていた。彼はバナバ人の声に耳を傾け、バナバ人の望むことは、子孫に土地を残すことであり、人々が無知による過去の判断の過ちを後悔していたと書いている。一方会社は、バナバ人の側に立つディクソンを避けて、高等弁務官や植民省に情報を流して直接交渉していた。会社と敵対したディクソンは、結局、保護領の駐在弁務官を解任された。激しい心痛の中、ディクソンは職格も給料も下げられて、フォークランド諸島へ左遷された (Macdonald 1982: 101)。

英国燐鉱石委員会の発足30周年記念本には、ディクソンは、きわめて扱い難く、温和なアルバート・エリスに堪忍袋の緒を切れさせた唯一の人物だったと記されている。正義感強いものの、気難しく、言行は首尾一貫せず、気性の激しい直情的な人物と評されている (Williams 1971: 7)。

バナバ島からのディクソンの排除には、明らかに会社側の圧力がかかっていた (Eliot 1938: 145; Binder 1977: 59)。会社の圧力以外にも、保護領の財政を支え、オーストラリア、ニュージーランドに貴重な肥料の材料を供給する燐鉱石会社の操業は、英国政府にとっても必要だった。バナバ人の保護を優先して会社を抑える駐在弁務官は、建前上は必要だった。しかし、過度に住民に肩入れして、会社の操業を妨害することは許されなかつた。むしろ、会社の利益に資する土

地取得を円滑に進めるために、バナバ人の信頼を得ながら、それを利用して住民への説得を首尾よく行う者が、政府には好都合だった。その使命をもって任ぜられたのが、ディクソンの後任者であった。

1913年、ディクソンの後任駐在官として、バナバ島に赴任したのは、エリオット (Edward Carylton Eliot) である。彼は、新任の地が面倒な土地問題を抱えていることを、事前に聞かされていた。着任後、エリオットは、会社と植民省との間で結ばれた1912年の調停を修正した。調停の下で、採掘には土地所有者からの署名を必要とする条件を付け、すでに取得した105エーカーの土地に加えて、145エーカーの土地のリースを許可した。

それには、土地の質により、1エーカー当たり40~60ポンドの支払い、果樹の補償、さらに、政府への採掘権料1トン当たり6ペンスに加え、バナバ人信託基金に1トン当たり6ペンス (年間5,000ポンド) を拠出するよう求めるものだった。また、バナバ人は採掘後も土地権を保持し、土地が返却される際には、採掘前の状態を回復して、再植樹するべきとされた。加えて、老齢のバナバ人のために、年5ポンド支給することも求めた (Macdonald 1982: 101)。ディクソンに続いてエリオットも、公正な住民保護を推し進める施策を講じたのである。

エリオット赴任時の最大の問題は、採掘跡地の再植樹であった。エリオットがバナバ人に署名するよう説得した1913年合意 (the 1913 agreement) には、採掘事業によって破壊された果樹を再植樹する条項が含まれていた。そして実際に、再植樹は試験的に行われ、わずかながら果樹が定着した場合もあった。ただし、ピナクル (pinnacle: 珊瑚性石灰岩の石柱) の多い場所では、樹木が育つ望みは全くなかった。最終的には、2年間の厳しい旱魃によって再植樹の試みは失敗した。

しかしながら、もとより会社側は、採掘後の荒れた土地を元通り回復させるために、手間と金をかける熱意を持ち合わせていなかった。後に1939年から1962年までバナバ島で働いたオーストラリア人技師アンダーソン (Norman L. Anderson) によれば、採掘後のわずかに残った土を引っ掻くように掘って、水を与えることなくココナツを放置していたという。この処置が、報告するために名目的に行った再植樹であった。彼は、なぜこのような時間の浪費をするのかを上部に問うたところ、「1913年合意」のためだと言われたという (Macdonald 1982: 103)。

再植樹の合意には、「可能な場所であれば (wherever possible)」という条件が付帯していた (Binder 1977: 78-79)。燐鉱石委員会 (会社の後継組織) は、再植樹を試みたが「可能ではなかった」という言い訳のために、再植のまね事を行っていただけに過ぎなかったのである。しかし、1913年合意は、後のロンドン法廷闘争において、重要な意義をもつことになった。

3-2. 植民地化と燐鉱石委員会の発足

1914年、果樹の補償を巡る会社へのバナバ人による抵抗が強まった。会社側は、バナバ人はす

でパンダナス果実や野生アーモンドを食べなくなっていたため、ココヤシのみの補償で十分であると主張した。その頃、会社の理事 (manager) になっていたエリスは、非妥協的な態度でバナバ人との交渉に臨んだ。住民と会社との間に挟まれたエリオットは、基本的にバナバ人の側に立ったが、両者が頑なな姿勢を崩さず、苦境に陥った。結局、バナバ人の知らないうちに、パンダナス4シリング、ライム1シリングの補償を、会社からの支払いではなく、バナバ人の積立基金から支払うように工面した (Macdonald 1982: 102)。

また会社は、バナバ島での交易を独占していた。そこでは、悪評高い二重価格制度 (two-price system) が設定されていた。バナバ人、キリバス人やツバル人、中国人等の出稼ぎ労働者は¹²、ヨーロッパ人の倍の先住民価格 (native price) で輸入物資を買わされていた (Eliot 1938: 155)。バナバ人への支払いや、労働者への給料の一部は、不当な価格制度によって会社側に回収されていたのである。ディクソンが左遷された理由のひとつは、この制度を政府に告発したことに対する会社側の報復として、彼に不利な情報が流されたためだったという。

植民地政府が単一価格を要求したことにより、不当な制度の改善が図られたが、実は表面的なものだった。バナバ人たちが減多に買わない物資の値段を大きく下げ、ヨーロッパ人の価格をほんの少し上げるに留めた (Eliot 1938: 179-180)。しかも、ヨーロッパ人被雇用者の給与を上げて、帳尻を合わせたのである (Macdonald 1982: 102)。

また、会社側は、未採掘地を容易に入手するために、採掘跡地と未採掘地とのリース交換を求めた。エリオットは、こうした不当な行為ばかりを繰り返す会社に対して、嫌悪感を増大させた。バナバ島赴任時、強制的な土地収用という会社側の要望にそのまま応えることはできないが、採掘の必要に応じてバナバ人に土地を手放すよう説得することが、自分の任務だとエリオットは考えていた (Eliot 1938: 147)。しかし、会社側への失望とともに、住民を説得する意思をエリオットは喪失していった (Macdonald 1982: 103)。

エリオット在任時の1916年、バナバ島を含むギルバート・エリス諸島保護領は、英国の植民地 (GEIC; Gilbert Ellice Islands Colony) となった。国王の下に入ることで、エリオットはバナバ人が容易に保護されると考えた。しかし、エリオットは、保護領と植民地との重要な差異を見落としていた。土地も資源も、国王に帰属することになったのである。

植民地化により、保護領に比較して、バナバ島は独立性を失った。植民地は、自律的に統治費用を捻出する必要があるが、バナバ島の燐鉱石の利益から費用を賄うことが当然とされた (Binder 1977: 67)。燐鉱石の利益は、バナバ人の権利を越えて植民地全体のものとされたのである。

やがて、1970年代の脱植民地化のなかで、燐鉱石由来の利益の帰属をめぐる、独立に向かっていたキリバス政府とバナバ人との間で、解消不能な対立が鋭く表面化することになる。これが、今日まで続く、両者の感情的な不信の原因となっている。

さて、第一次世界大戦後の1920年、バナバ島とナウル島の燐鉱石採掘は、会社から権利を委譲

された、英国燐鉱石委員会（British Phosphate Commissioners; 以下、委員会）の手に委ねられた。大戦でドイツが敗戦国となり、1919年、ナウル島が国際連盟委任統治領となったためである（Williams and Macdonald 1985）。エリオットは同年、解任されてロンドンに戻った。住民側に立った公正な姿勢がロンドンに切られた理由であったと、エリオットは不本意さを述懐している（Elliot 1938: 180-181）。

英国、オーストラリア、ニュージーランドの3国は、委員会へ代表を送り、両島の燐鉱石採掘を実質的に支配することになった（Macdonald 1982: 103）。委員会は、これまでの企業とは異なり、利益を追求することなく公共目的を前提として、低価格で燐鉱石を3国に提供した。3国が直接関わることから、政治的なジレンマもより複雑化した（Silverman 1971: 113）。

燐鉱石委員会の発足により、英国を中心とした3国政府が、採掘事業の直接的な後ろ盾となった。スヴァヤギルバート・エリス諸島植民地の官吏は従来、たとえ形式的であったにせよ、企業の行き過ぎを監視し、住民保護を目的とした規制政策の実現を求める義務があった。しかし、採掘主体が政府と一体化し、採掘を一義的に進める委員会への責務を果たす必要が優先された。植民地官吏は、住民を保護するというよりも、直接的に抑圧する役割が与えられるようになった。

委員会は、税金の軽減と、さらなるバナバ島の土地取得を求めた。1923年、英国植民省に直接、150エーカーの土地取得の援護を訴えた。駐在弁務官のマクルア（McClure）は、この申請がバナバ人の活発な抵抗を起こすと予想していた（Macdonald 1982: 103）。その後、燐鉱石の有望な未採掘地であったブアコニカイ（Buakonikai）村が攻防の舞台となった。新しい高等弁務官ロッドウェル（Cecil Rodwell）は、人々の保護よりも産業の進展を最優先に考え、バナバ人の島からの退去は不可避と考えていた。

一方、植民省はこの方向性を拒否した。国務省のデヴォンシャー（Devonshire）は、バナバ人の権利を尊重すべきと主張した（Macdonald 1982: 104）。しかし、英本国の建前とは異なり、植民地官吏、とくに末端の駐在弁務官は、委員会の事業を円滑に進めることに責任を負わされるようになっていた。後述のグリンプル（Arthur Grimble）が、まさにそうであった。

かつてディクソンが記したように、バナバ人が真に望むのは、先祖からの遺産である土地を守ることであり、これ以上の採掘を中止することであった。1920年代、バナバ人の若者から、採掘に対する反対の声があがるようになった。とくに、キリスト教会による教育を受けた人々が中心となった。そのなかには、バナバ人のリーダーとなった、1900年生まれのロータン（Rotan Tito）も含まれていた（Macdonald 1982: 104）。

1920年代、バナバ人とヨーロッパ人や外国人労働者との居住地は分離していたが、実際には多少の交流はなされていた。一方、キリスト教会は、それぞれの「人種」を分離する方策を採っていた。これに対応して、バナバ人は自分たちだけの教会教師を要求し、宗教的な自律性を求めた。こうした宗教の自律的組織化が、バナバ人の政治活動を活発にする基礎となった（Silverman

1971: 121-122)。

4. バナバ人による抵抗の先鋭化

4-1. グリンブルの苦悩

英国燐鉱石委員会との交渉のなかで、バナバ人は、要求金額を引き上げるようになった。土地の売却価格は、1エーカー当たり60ポンドであったが、1925年には、土地1エーカー当たり5,000ポンドを求めた。委員会は当然、この無謀な値上げ要求を拒否した。しかし、高等弁務官のヒューストン (Eyre Huston) は、バナバ人の要求金額はかなり高く見えるが、実は不合理な額ではないと述べている。少なく見積もっても、1エーカー当たり2万5,000～3万トンの燐鉱石が取れ、1トン30シリングの価値があるとすると、3万7,500～4万8,000ポンドの利益が出る¹³。むしろ、1エーカーの土地60ポンドというバナバ人への支払いが、不当に低く設定されていたのである (Macdonald 1982: 105)。

またバナバ人は、重量の単位に明るくないため、搬送車1台当たり (約1トン) を単位とした5ポンドの採掘料、換算して年間100万ポンドを求めた。そのとき、委員会の代理として交渉に当たったのが、キリバスの民族誌家として著名な、駐在弁務官のグリンブルであった。彼は、GEICですでに13年間勤務し、中部太平洋からさほど遠くない場所への移動と昇進を希望していた。慢性の腹痛で体調もすぐれず、自分にふさわしい地位に就けないという不満を抱くなか、バナバ島の難局を乗り切れば、自らの展望が開けると考えていた。しかし、バナバ人の非妥協的な態度に対峙し、結果的に、バナバ人との友好の絆を断ち切ることになってしまう。

1926年、委員会は1エーカー当たり100ポンド、1トン9ペンスで交渉に臨んだ。グリンブルは、その倍の値段ならば、バナバ人は受け入れるだろうと予想していた。結局、1エーカー当たり150ポンド、樹木の補償増額、新たなバナバ準備基金 (provident fund) に1トン当たり2ペンス、委員会に土地を売却した者に採掘料1トン当たり4ペンス (限度額、年5,000ポンド) といった条件で妥結が図られた (Macdonald 1982: 105)。

バナバ人からは、付加的な採掘料として、全バナバ人に1トン当たり4 1/2ペンス (年間の限度額5,750ポンド)、さらに15年間は新たな土地を要求しないこと、住民の意思に反する退去を求めないこと、という要請がなされた。国務大臣は、バナバ人の要請に一応同意したが、法的な保護措置をとらなかった。

こうした要求に対し、駐在官吏は帝国の利益を優先する立場に置かれ、グリンブルは住民との直接交渉を担った。そこでグリンブルは、「伝統文化」に関わる知識を利用して、家父長的な助言を行い、家族間のトラブルやライバル関係につけ込んで、交渉に利用するようになった。また、燐鉱石委員会の「寛大な措置」に対し、反対する若者に受け入れるよう、年配者の占めるバナバ

人組織に説得を促した。

しかし、事あるごとに抵抗されたグリーンブルは、徐々に追い詰められていったようである。ブアコニカイ村の土地を巡って、バナバ人をなだめすかし、脅しさえするようになった。支払い不可能な高額な要求は、燐鉱石委員会を減らし、バナバ人コミュニティをも減ぼす。委員会が去ることは、近代的な病院・学校・商店といった諸設備、現金を得る雇用機会や、物資を購入する市場を失うことである。しかし、バナバ人の頑なな反応は変わらず、グリーンブルの説得は受け入れられなかった。「我々（バナバ人）はその苦しみを望む。希望するのは、委員会が平和裏に立ち去ることである」と、バナバ人は返答した（Macdonald 1982: 106）。

説得が通じず、さらに追い込まれたグリーンブルは、夜間の外出禁止時間の開始を9時から6時に早め、バナバ人の娯楽であるゲームを禁止した（Silverman 1971: 127）。そしてついに、バナバ人たちの愚かさには失望したと怒り、「帝国の首長（英国王）」を侮辱した罪で罰すると、バナバ人たちを文書によって激しく脅迫した。「生を選ぶか、死を選ぶか」という恫喝の手紙はロータンによって保管され、ロンドンにおける後の法廷闘争で多くの英国国民に衝撃を与えることになった（Binder 1977: 154-155）¹⁴。

バナバ人にとって、搬送車1台当たり5ポンドの要求とは、金銭を求めるものではなく、事実上の拒絶を示していた。国務省は、帝国の必要から燐鉱石採掘の遅滞を認めず、委員会や各国政府の圧力の下、強制的手段をとるように駐在官吏に求めた。1927年12月、バナバ人は最後通牒を拒絶した。バナバ人の抵抗は、委員会への深い嫌悪と不信感に根差したものであった。同時に、採掘拡大を認めることは、島に住めなくなり、退去につながることを理解したうえで、全面的に拒絶したのである¹⁵。

4-2. 新世代バナバ人と土地の強制収用

抵抗運動の主導者は、年配男性ではなく、牧師となったロータンらキリスト教会の教育をいち早く受けた若い世代だった。年配者たちは、燐鉱石会社や委員会との関係が深く、その意向に沿う傾向があった。

一方、女性たちもまた、積極的に抵抗運動に参加していた。しばらく後に、土地の強制収用が執行されたとき、それを阻止するために、引き剥がされないよう果樹にしがみついて抵抗したのも女性たちであった。女性による運動の活発化は、女性組織を立ち上げたキリスト教会の影響が大きい。彼女たちは組織的に、グリーンブルや委員会を相手に議論するまでになっていた。男性が燐鉱石関連産業に雇用されるのに対し、女性たちには利害関係のしがらみは少ない。女性は公的教育を受けていないが、土地所有者としての権利について、十分に理解していた（Macdonald 1982: 107-108）。

しかし、1928年鉱業法（Mining Ordinance of 1928）が成立し、土地所有者との間で合意に達す

ることができない場合、土地は採掘ライセンス保持者の下に置かれることになった。つまり、住民の同意がなくても、合法的に強制的な土地収用が可能になった。

同法を盾に取った委員会は、30万トンから40万トンに年間生産量を増やし、さらに、実質的にバナバ人への支払いを減額し、採掘料を年3,000ポンドに減じた。住民に不利になるこれらの変更について、グリーンブルは同意した。一方、バナバ人は委員会の土地占拠に抵抗を続けた。

採掘料は低く固定されたが、調停を訴える方策が残されていた。バナバ人のとった手段は、鉱業法の概念自体を拒否すること、そして受け入れが不可避のときには、土地と樹木について、できるだけ高い補償額を認めさせることだった。対して、1931年7月、高等弁務官は、バナバ人の土地権は地表面のみであり、地下の鉱物は国王の権利であるという見解を示した（Macdonald 1982: 108-109）。この解釈は、バナバ人の土地権を、実質的に全面否定したものである。地下の燐鉱石を除去したら、居住どころか、あらゆる利用が不可能な、ピナクルだらけの荒地がむき出しになるのである。

最終調停の受け入れがバナバ人に拒否されると、英国政府の関知しないところで、駐在弁務官グリーンブル、燐鉱石委員会、高等弁務官らの共謀により、土地は委員会の下にあると宣告された。それに対して、1932年8月、バナバ人のリーダーであるロータンは、王と神への宣誓の下でなされた、エリオット時代の合意を根拠とした嘆願書を書いて、ロンドンの国務大臣に直接送付した。ロータンは嘆願書の中で、バナバ人は祖先の土地を失い、心痛の極みであると嘆き、同時に王の意志を代弁する国務大臣の決定に従うと書いた。

嘆願書の送付との関連は詳らかでないが、この時期、グリーンブルは英国に去っていった。しかし、ロータンの嘆願書送付は、最後の抗議行動だった。英国からの返事が届く前に、攻防の舞台となった土地は委員会に占拠された。結局、ロータンも委員会に雇用されて、土地の境界線画定を手助けするために働いた。一方、支払金の配分方法は、後の議論に委ねられた¹⁶。

1930年代までの交渉を概観すると、まず基金から社会サービスのコストが支払われ、年金が創設された。全てのバナバ人に、年間大人8ポンド、子供4ポンドの支払いがなされるようになった。年金はさらに、譲渡した土地に応じて所有者に支払うことになった。

しかし、一律の支払いは、大土地所有者の負担が大きかった。バナバ島で随一の土地持ちだったロータンとその家族は、妥協することを拒んだ。この態度から、ロータンによるこれまでの抗議行動は、自己利益のためと見る者もいた。しかし、ほとんどのバナバ人は彼を優れたリーダーであると認めていた（Macdonald 1982: 109-110）

バナバ人の抵抗は、結局のところ、圧倒的な力を持つ植民地勢力によって完全な敗北を喫した。これらは20世紀に入ってからの出来事であり、武力による平定や、オーストラリアやアメリカ先住民のような虐殺はなされなかった。しかし、法律は曲解され、企業や帝国の利益のみが優先さ

れて、バナバ人は蹂躪され続けた。こうした植民地経験が、バナバ人の認識枠組みに多大な影響を与えたことは確かであろう。

5. 燐鉱石採掘を媒介した相互作用

5-1. 帝国の論理と駐在弁務官のジレンマ

植民地支配側と在地側の視点のそれぞれから、ここまでの要点をまとめてみる。

まず19世紀のバナバ島では、ヨーロッパ人との接触、大旱魃とプランテーションへの出稼ぎ者の流出によって人口が激減し、従来の社会編成が崩れ、文化的伝承も十全になされなくなった。バナバ人にとって、未曾有の混乱状況が起こり、それが新たな世界観を説くキリスト教への改宗を円滑にしたと考えられる。

一方、バナバ島の首長は、西欧近代的論理や手続きを知らないまま、燐鉱石採掘を求めるエリスによって、詐欺的な契約を結ばされた。この契約は、大英帝国の最末端、ドイツ保護領との境界の孤島という遠隔の地に位置し、保護領化もされていなかった国際政治的な空白のなかで結ばれた。そして、政治力をもつスタンモアの圧力により、英国政府も不正な契約を認め、辻褃合わせにバナバ島を保護領化した。その後も、燐鉱石採掘会社は、利益確保のためにバナバ人の権利を無視した姿勢で採掘を続けた。英国政府は、保護領の首都をバナバ島に移したが、会社の暴走に歯止めをかけることはなかった。

保護領から植民地への地位変更が、ひとつの重要な転換点であった。駐在弁務官エリオットは、法の下での統治が進むと期待したが、実際にはバナバ人にとって不利な状況が加速しただけだった。名目上、保護領下の現地住民は保護の対象となる。しかし、植民地下の臣民は、帝国の利益のために貢献する義務が生じる。ここにおいて、駐在弁務官は、バナバ人保護のための会社への牽制を留保して、採掘事業への一義的な協力へと役割を転換させられた。植民地の一部に組み込まれた結果、バナバ島の独立性は失われ、燐鉱石の利益は、バナバ人のみならず、GEIC全体に帰属するという論理が正当化された。

さらに、燐鉱石会社から英国燐鉱石委員会へ、採掘主体が移行したことが、植民地政府による直接的搾取を促進した。利益を追求する一企業ではなく、英国、オーストラリア、ニュージーランド3国政府の後押しを受けた委員会は、農業近代化のための安定した燐酸肥料の供給を目的とした。そして、採掘範囲を拡大するために、住民への抑圧を強めていった。駐在弁務官もそれに加担することになった。

この時代を通して、帝国の最末端に赴任した駐在弁務官たちは、常にジレンマに陥っていた。彼らは、人道的見地に立った住民保護の建前と、経済的な利益を追求する会社や、帝国の利益を代表する委員会への協力という職務との狭間に立たされた。英国政府は、建前はともかく、帝国

と植民地の利益獲得を優先した。こうしたなか、ディクソンやエリオットといったバナバ人側に立った駐在官吏は、不可避免的に解任されることになった¹⁷。

一方、民族誌家であったグリンブルは、バナバ人の「伝統文化」のよき理解者であった。しかし、彼のバナバ人に対する理解や将来構想と、現実のバナバ人の価値観や要求との間には、大きな齟齬があった。帝国官吏としてのグリンブルは、政府や委員会の側に立ってバナバ人との交渉に当たった。結局、バナバ人の信頼を失って説得に失敗した挙句、解任されてしまった。グリンブルは、現地語に堪能であり、キリバスの貴重な民族誌的記録を残した人物である。現地の文化に精通していたがために、委員会側に立ったグリンブルに対して、バナバ人による失望の度合いも大きかったと推測できる。

グリンブルは、「滅びゆく伝統文化」の断片を収集し、本質主義的に再構成し、それを称揚していた。だからこそ、バナバ人の「純粋な伝統文化」が壊れた以上、もはや保護する必要性を認めなかったのだろう。むしろ、人々は土地を売って十分な金銭を得、別の島に移住して生活を再建することが望ましいと、グリンブルは考えたのである¹⁸。ここに、非西洋の他者の文化を肯定すると同時に、自文化よりも劣位に置き、家父長的姿勢で対応するという、二律背反の態度を見ることができる。

グリンブルとバナバ人との土地観の食い違いは、興味深いものである。破壊されて居住不能となった土地に対して、過度に固執するべきものではないと、グリンブルは合理的に考えたのだろう。グリンブルは、土地をそこから得た金銭と等価値のものに見做していたようである。対照的に、ロータンら新世代のバナバ人は、西欧近代の論理を自ら解釈して受容していたが、同時に、破壊が進行していた土地への固執や愛着を決して捨てなかった。ここに、グリンブルの陥穽があったと考えられる。

5-2. 近代的世界観への転換

保護領から植民地への変更や会社から委員会への移行は、バナバ人にとって、実際の影響は大きかったものの、十分にリアリティをもつ事柄ではなかったと考えられる。エリスとの契約の後、突然、ヨーロッパ人や、キリバス人、中国人等の労働者がバナバ島に大挙して押し寄せた。人々の土地を占領して果樹を切り倒し、土を持ち去って居住不能な荒地が拡大していった。こうした眼前の事実こそが、バナバ人には重大な問題であった。

そして、土地の破壊と同時に、辺鄙な孤島は短期間のうちに、商業施設や病院等の立ち並ぶ近代的な町となった。ロータンの生年は1900年であり、ちょうど燐鉱石が発見された年であった。彼は、ドラスティックな変貌を目の当たりにして成長したのである。

非識字者であり、近代的方法や思考様式を知らなかった「王と首長」がヨーロッパ人に騙され、土地を奪われるという悲劇の続きが、まさに進行していた状況であった。当初、地表の岩を拾い

集めて譲渡するなど、バナバ人は会社に協力していた。しかし、やがて土地の掘削が行われ始め、燐鉱石採掘後に不毛の荒地となることが明らかになり、人々は反発するようになった。

燐鉱石採掘への抵抗を見ると、キリスト教会の学校で教育を受けた新たな世代が台頭し、近代的認識が、バナバ人によって取り込まれてきたことが看取される。若年世代が、脆弱に見えた過去の文化や年配者の知識よりも、圧倒的な力をもつ西欧近代の知識や論理を重視したことは不思議ではない。そうした近代的論理を習得し、ヨーロッパ人と同じ土俵において交渉し、土地収奪に抵抗することを求めたのである。

若年世代は、確かに「伝統的知識」を十分に継承していなかった。たとえば、バナバ人の土地委員会が組織されたとき、知識の乏しい若年男性は入らずに、年配女性が代表となっていた。彼女たちのほうが若い男性よりも、土地に関する古い知識を持っていたのである。対照的に、キリバスでは、土地委員会に女性が代表として入ることは考えられないという (Silverman 1971: 123, 129)。女性による抵抗を見ても、バナバ人の社会編成が、大きく組み換えられた可能性を指摘できる。

新世代のバナバ人は、土地を近代的な概念で捉えるようになった。しかし、依然として人々にとって土地は、単なる経済的な生産手段ではなかった。「伝統文化」を喪失し、「混血」の進んだ新世代のバナバ人にとって、土地を失うことは、自らの存在の根拠を失うに等しかったのである。

わずか1世代の間に、バナバ人は現金経済に順応し、キリスト教を取り入れた。さらに学校教育により、バナバ人コミュニティの識字化が進んだ。そして、法的補償や土地の権利という西欧的概念を理解して、ロータンたちは、英国植民地官吏と交渉するようになった。20世紀初頭の短期間に、きわめて大きな認識論的な転換が、バナバ人コミュニティのうちに起こったのである。

一方、当時のバナバ人は、西欧的な近代性や帝国に対して抵抗していたのではない点に、注意すべきである。リーダーのロータンは牧師であり、彼の残した文書には、帝国の王や神に誓うという表現が見られる。バナバ人たちは素朴にも、王と帝国への忠誠を誓っていた。戦時債を購入するため、1914年に1,000ポンド、1940年に12,500ポンドを拠出し、帝国の戦争に協力していた (Macdonald 1982: 110)。

バナバ人は、貨幣や工業製品、キリスト教といった西洋の文物を進んで受容し、帝国の臣民になろうとした。父祖の騙された原因が、西欧近代的な知識の欠如であったことを嘆き、近代的な論理や生活様式を積極的に摂取しようとしたのである。人々は、この時点において、民族誌家グリンプルの称揚した「伝統文化」を無視し、西欧の近代性を重視していた。

バナバ人は、植民地経験のなかでヨーロッパ人に対抗しながらも、西欧近代に自らを重ね合わせようとし、ヨーロッパ人に近接し、さらには同等であろうとさえした。この強い志向性は、バナバ人と他の太平洋島嶼部の人々との峻別を含意し、自らを優位に置く自己認識を育んできたの

である。バナバ人は、土地所有者として採掘料や年金を受け取り、燐鉱石採掘事業においては、出稼ぎ労働者よりも上位の職に就いていた。バナバ人は、通婚や養子縁組を行いながらも、近しいキリバス人と自らの間に一線を画していたのである。

キリバス人等労働者の移入人口が増大し、バナバ人は、自らの島に住んだままマイノリティと化した。そして、圧倒的な力を持つ支配者による、土地の篡奪と排除を受けた。こうしたなか、燐鉱石採掘に対する抵抗を重ねるうちに、土地に結びついた「我々バナバ人」という自己認識が生じたと考えられる。この態度は、現在まで続くエスニシティ形成やナショナリズム運動に通じるものである。

バナバ人の自己認識の生起には、近代的論理を用いた法制化や定義づけという手法が、人々の身近にあったことも影響しているだろう。たとえば、年金支給の対象者を協議した際、曖昧な定義ながらも、真のバナバ人、混血バナバ人、非バナバ人の線引きがなされた (Silverman 1971: 139-143)。こうした区分の明文化が、系譜と土地に関わる、自己と他者の認識を強化したことは疑いえない。つまり、今日に続くバナバ人という固有のエスニシティの主張が、潜在的ではありながらもこの時期に胚胎したと考えられる。

おわりに

20世紀初頭に展開したバナバ人の抵抗は、結局、圧倒的な力に対する勝ち目のない戦いだった。バナバ人は、西欧近代の知識や論理を学び、認識世界を転換させて、植民地勢力と対決しようとした。しかし、同じ土俵に立とうとしたこと自体、すでにその時点で勝敗は決していた。西欧近代的な論理の土俵は敵側の陣地にあり、新参加者があがいても形勢を逆転させることは困難であった。バナバ人は、ヨーロッパ人と同等のキリスト教徒になろうとし、帝国の臣民になろうとした。聖書や讃美歌はキリバス語に翻訳され、自律的な宗教の組織化はなされたが、帝国の法や制度は、あくまでヨーロッパ人の独占物であった。

その後、バナバ人たちは、第二次大戦の混乱とランビ島への移住というドラスティックな変化を経験する。そして、今日に直接通じる、近代的な論理を用いた自己主張を行うことになる。英国政府と燐鉱石委員会に対峙したロンドンでの法廷闘争、キリバス独立時のバナバ島奪還運動、さらにはフィジーの新参加者マイノリティとしての地位確保の運動等である。バナバ人の数奇な歴史経験は、未だ落ち着くことなく進行中である。世代も入れ替わり、今日ではバナバ島生まれの年配者は減少し、フィジー生まれの新世代がほとんどを占める。

こうした激しい変化のなかを生きながらも、バナバ人たちにとって最も衝撃的な認識論的転換は、20世紀前半に起こったものであろう。今日の活動家の主張は、あくまでロータンらの主張の延長線上にある。ただし、今日の新たな動きのなかでは、一時期価値を認められなくなっていた

「伝統文化」が、アイデンティティの拠り所として見直され、再発見されるべきものとして重要性を帯びてきている。人々はそこに、エスニックなバナバ人の固有性を結び付け、キリバス人との差異化を見出そうと試みている。

一方、故郷を追われたバナバ人は、都会的なバナバ島での生活から、鄙びたランビ島での困窮生活への移行を余儀なくされた。世代が移り変わるなか、バナバ島の近代的生活を知らずに育った若者が、人口の大半を占めるようになった。そうした人々において、フィジーのナショナルな文化への近接が、ごく普通に見られるようになっていく。若者にとって、繁栄の中心はフィジーの首都スヴァであり、ランビ島は後背地にある。そして、バナバ島は戻ることの叶わない先祖の地として象徴化され続けている。バナバ人の認識世界は、移住経験のうちに常に変化を遂げながらも、20世紀初頭の悲劇と転換を引きずったままの状態にある。

注

- 1 バナバ人の歴史を扱った引用文献では、ほぼ西洋人の名づけたオーシャン島と表記されている。本論ではバナバ島の語を用いる。
- 2 バナバ人は、キリバス人とは「人種」が異なると主張するが、実際にはキリバス語を母語とし、形質的にもキリバス人と区別できるわけではない。また、燐鉱石採掘時、キリバス人との間で、通婚や養子縁組が頻繁に行われた。そのため、今日のあらゆるバナバ人は、キリバス人の親族をもつ「混血」であるという。
- 3 本論では、ヨーロッパ人による二次的な文献を引用する。したがって、ヨーロッパ人による記録や理解に基づいた偏りを避けることは困難である。ただし、そこでは植民地主義的な論理が明示されるとともに、バナバ人による反応を垣間見ることができる。なお、1940年代以降の歴史的経緯については、別稿で記す予定である。
- 4 本論では、キリバス共和国独立以前であっても、基本的にキリバスの語を使用する。植民地であることを明示するときには、ギルバート諸島の語を使う。ツバルとエリス諸島という語の場合も同様である。
- 5 当時、キリバスは、キングズミル (Kingsmill) 諸島と呼ばれていた。
- 6 なお、1851年8月、英国船 (*The Wanderer*) でバナバ島を訪れたウェブスター (John Webster) は、人口2,000~3,000人と推定している (Binder 1977: 17-19)。
- 7 保護領から植民地への地位変更にともない、米国系の教会組織は1917年、ロンドン伝道協会 (London Missionary Society) に委譲された。さらに第二次大戦後、バナバ人のフィジーへの移住により、プロテスタント組織はフィジー・メソジスト教会の下に置かれた。
- 8 太平洋諸島会社は、ドイツと英国の双方に関係し、ナウル島とバナバ島における燐鉱石採掘事業を担っていた (Eliot 1938: 140)。

- 9 逆に別の伝承では、タベワ村は先住のバナバ人の子孫から成り、それゆえに他村よりも優位な位置にあって、外部者に対する特権等を保持していたと説明されることもある。
- 10 米国宣教団のウッドワード (Woodward) によれば、1912年、島にはバナバ人500人、ヨーロッパ人100人、キリバス人500人、日本人300人がいたという (Silverman 1971: 104)。また植民地政府の記録によれば、20年後の1933年、バナバ人660人、ヨーロッパ人112人、キリバス人957人、ツバル人72人、中国人372人、フィジー人1人が居住していた (Silverman 1971: 133)。
- 11 燐鉱石委員会発足30周年記念本によれば、キリスト教会に対しても、会社は協力的であったと、その道徳的正当性が強調されている。
- 12 外国人労働者には、食糧等が支給されていた。そのため、タバコ等の贅沢品のみを高い値段で買わねばならなかった。それに対してバナバ人は、生活必需品の多くを不当な値段で買わされていた。
- 13 当時の英国通貨単位、1ポンドは20シリング、1シリングは12ペンスである。
- 14 グリンブルは、ベストセラーとなったエッセイ作家として、著名な人物である (Grimble 1952, 1957)。キリバス人社会に溶け込み、伝統文化に造詣の深い彼が、在地の住民を激しく恫喝していたことは、英国で衝撃をもって受け止められた。
- 15 1927年に交渉が決裂したとき、バナバ人153人中、62人が車1台5ポンド (実質拒否) を選択し、79人は多様な程度の要求に応じてリース可と答え、12人は態度保留だった。委員会の条件をのんだのは5人のみであり、三分の二は倍以上の要求だった (Macdonald 1982: 107)。
- 16 将来、新たな故郷の島を購入するためのバナバ準備基金 (Banaban Provision Fund) が10 1/2 ペンスの採掘料から2ペンス、バナバ信託基金 (Banaban Royalties Trust Fund) には8 1/2 ペンスが拠出された。しかし、個人の土地資産の所有権を訴えるロータンらは、基金への拠出を拒否し、土地の面積と価値に基づいて分配すべきと主張した (Macdonald 1981: 109)。
- 17 マクドナルドによれば、燐鉱石発見から第二次大戦までのバナバ島での出来事は、不可避だったという。当時の状況で、植民地や国家がこうした貴重な資源に手をつけないまま放置することは考えられない。また、政府側には、ほとんど常にバナバ人側に立つ人物がおり、利益を追求するだけの採掘者を非難していたと述べ、植民地官吏にも人道的な良心があったことを強調する。さらに、燐鉱石は、オーストラリアやニュージーランド等の農民の利益となった (Macdonald 1982: 110)。マクドナルドは、バナバ人の犠牲を歴史の必然と捉え、公共の利益のためにはやむを得なかったものと理解しているようである。
- 18 マクドナルドによれば、グリンブルは、土地問題の迅速な調停を望んだが、燐鉱石委員会の提示を公正なもの信じ、ジレンマに陥った。マクドナルドは、グリンブルがバナバ人の利益を当事者以上に深く考えていたにもかかわらず、拒否されてしまったと同情的に解釈して

いる (Macdonald 1982: 110)。

文献

- Binder, Pearl (1977), *Treasure Islands: Trial of the Ocean Islanders*. London: Blond and Briggs.
- Eliot, Edward Carlyon (1938), *Broken Atoms*. London: Geoffrey Bles.
- Grimble, Sir Arthur (1952), *We chose the Islands*. London: John Murray.
- Grimble, Sir Arthur (1957), *Return to the Islands*. London: John Murray.
- 風間計博 (2003) 「悲劇的歴史の記憶と血の共有——バナバ人とキリバス人の差異および連続性——」 山本真鳥・須藤健一・吉田集而 (編) 『オセアニアの国家統合と地域主義』 JCAS連携研究成果報告6: 67-94.
- Langdon, Robert (1965/1966) The Ocean Islanders: A Quite Scandalous Documents. *New Guinea and Australia, the Pacific and South-East Asia* 1(4): 42-52.
- McDaniel, Carl N. and John M. Gowdy (2000) *Paradise for Sale*. Berkley: University of California Press.
- Macdonald, Barrie (1982), *Cinderellas of the Empire: Towards a History of Kiribati and Tuvalu*. Canberra: Australian National University Press.
- Maude, E.C. and H.E. Maude (1994) *The Book of Banaba*. Suva: Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific..
- Silverman (1962) The Resettled Banaban (Ocean Island) Community in Fiji: A Preliminary Report. *Current Anthropology* 3 (4): 429-431.
- Silverman, Martin G. (1971), *Disconcerting Issue: Meaning and Struggle in a Resettled Pacific Community*. Chicago and London: The University of Chicago Press.
- 清水昭俊 (1996) 「序 植民地の状況と人類学」(青木保ほか編) 『思想化される周辺世界 岩波講座文化人類学12』 岩波書店, pp.1-29.
- Williams, Maslyn (1971), *Three Islands*. Melbourne: The British Phosphate Commissioners.
- Williams, Maslyn and Barrie Macdonald (1985) *The Phosphateers: A History of the British Phosphate Commissioners and Christmas Island Phosphate Commission*. Carlton: Melbourne University Press.